

留学プログラム約款

I 基本約款

第1条（約款）

申し込み者は、当基本約款および該当する個別約款（次ページ）を承諾の上、スポーツデザイン（以下「当社」といいます）に対し、留学プログラムに含まれる各種サービス（以下留学プログラムといいます）を申し込みます。当基本約款に加えて、申し込む留学プログラムにより留学プログラムの個別約款から該当するものが適用されます（以下、基本約款と該当する個別約款を合わせて「約款」といいます）。

第2条（契約の申し込みと成立）

(1) この約款における申し込みとは、申し込み希望者が当社にこの約款に基づく所定の留学プログラム申し込み書を作成・提出し、当社においてその申し込み書の提出及び申し込み金の支払いをして頂きます。

(2) この約款に基づく留学プログラム契約は、申し込み希望者が当社にこの約款に基づく所定の留学プログラム申し込み書を作成・提出し、当社においてその申し込み書の提出及び申し込み金の支払いを確認した時とします。

第3条（拒否事由）

当社は、この約款に基づく留学プログラムの申し込みがあったときにおいて次に定める事由の一つあるいは複数があるときは、申し込みをお断りすることがあります。

(1) 日本での学業成績が当社の定める評定平均値に達していないときなど、申し込み者に留学に適した条件が備わっていないと当社が認めたとき。

(2) 申し込み者が未成年である場合または学生の場合に、留学について親権者（両親など）の同意がないとき。

(3) 申し込み者が希望する留学先の定員に受け入れ可能な余裕がない場合など、客観的に留学が認められる可能性がないことが明らかなきとき。

(4) 申し込み者が希望する留学先・留学時期の申し込み手続きの期限までに、留学手続きが完了できる見通しがなきとき。

(5) 過去の既往症または現在の心身の健康状態が留学に不適切であると当社が認めたとき。

(6) 各留学プログラム個別約款の「拒否事由」が認められる場合。

(7) その他、当社が不適当と認めたとき。

第4条（プログラムの範囲）

当プログラムは、申込者の将来の志望進路、現在までの学業成績や社会経験並びに英語力、留学期間及び予算等の諸条件を基に、当社が個別にカウンセリングを行い、以下に明記された申し込み者の希望する留学先に対する留学申し込み手続きなどの代行、出発にあたってのオリエンテーションや情報提供などを行うものであり、個別約款にて別途明示されて

いる場合を除き、申し込み者の希望する留学先への合格、また留学先での課程修了などを請け負ったり、その他留学中あるいは留学修了後の申し込み者に対して何らの保証を行うものではありません。

(1) 学校選択

申込者は、申込者の留学先学校及びコース選択を当社と相談しつつ、申込者の意思により1校選択します。

(2) 各種手続きの代行

①入学手続き

各留学プログラムの個別約款に定められた入学の手続きを行います。

②滞在先手続き

留学する際の寮・ホームステイ先の申し込み手続きを代行します。ただし、申し込み者の希望により入寮またはホームステイをしない場合、もしくは留学先学校が寮などの滞在施設をもたないときなど申し込み手続きができない場合は、この申し込み手続きの代行はいたしません。アパートなど、寮・ホームステイ先以外の申し込み手続きの代行は行いません。

学校によっては、出発日以前には寮またはホームステイなど滞在先の住所・部屋番号がわからないところもあります。ホームステイの場合、1家庭に2人以上の留学生在が滞在する場合もあります。

当社の責によらない事由で滞在先が確保できない場合には、当社はその責任を負いません。

③フライト手配手続き

希望者には成田空港またはその他の日本国内の出発空港から留学先学校の最寄空港までの片道または往復航空券を手配します。航空券の申込・取消等は、別に定める旅行業約款の手配旅行契約の部に準じます。

※旅行取扱：スポーツデザイン（京都府知事登録旅行業 第3-586号）

④留学費用の支払い

留学先学校等への留学費用（第6条（2）参照）の支払い手続きを代行します。所定の納付期日までに、指定の金額を指定の口座にお振り込み下さい。学校によっては、授業料・部屋代・食費などを事前送金する場合と、学校到着後にトラベラーズ・チェックにて支払う場合があります。後者の場合は、申し込み者の入金後、「ファイナル・ガイダンス」時に所定額のトラベラーズ・チェックをお渡ししますので、申し込み者から留学先学校等に支払って下さい。寮などを利用する場合、利用する部屋のタイプによって寮費が異なりますので当社では概算で請求することがあります。

第5条（必要書類）

留学手続きに必要な書類は、当社より別途送付してご連絡します。指定された書類は、必要事項を指定された言語にて記入の上、必ず指定の期日までに当社までお送り下さい。

第6条（諸費用）

（1）留学費用

当社では、出願料、滞在申し込み金など、入学手続きに必要な費用、留学先学校での授業料および入学登録料、入寮予約金、部屋代、食費、空港出迎え料（必要かつ可能な場合のみ）、その他留学期間中に必要となる費用（以下「留学費用」といいます）については、学校などから当社に寄せられた最新の資料に基づいて算出し、申し込み者に請求します。また、留学費用は学校、その他支払い先の事情により、予告なしに変更されることがあります。

（2）その他の諸費用

以下にあげる費用は、上記（1）の費用には含まれません。申し込み者の利用希望や必要などに応じて、別途請求いたします。なお、※の料金には消費税が含まれています。

①航空運賃および各国空港税・日本国内の空港使用料・航空保険料・フェルサーチャージなど、航空券購入時に付随する費用

②海外旅行傷害保険料

③宿泊費

スケジュールの関係上、出発地、途中経由地や現地にてホテルなどの宿泊施設に宿泊することがあります。その場合の宿泊予約は原則として当社が行いますが、その宿泊にかかる費用は申し込み者の負担となります。

④緊急連絡費

緊急を要する場合、留学先などとの連絡に国際電話、ファックス等を使用することがありますが、この費用は申し込み者の負担となります。（相手国を問わず、1件1回あたり）国際電話代 5,000円

国際ファックス代 3,000円

第7条（変更手数料）

申し込み者の都合により、海外の学校へ依頼を要する申し込み内容を変更する場合（ご出発後の変更も含む）には、各プログラムの個別約款に定める変更手数料が必要です。なお、個別約款に定めた変更手数料には、消費税が含まれています。

留学手続きをした結果、第13条（1）の①②③に定める事由によって留学が不能となった場合において、申し込み者が留学条件を変更して再度留学手続きを行うことを希望したときは、当社は本条の変更手数料を申し受けることなく、再度留学手続きを行います。空港送迎手配のため学校など送迎手配先へ当社から到着連絡が完了した後、申し込み者の都合により到着便変更が生じた場合には、変更手数料として1回3,150円（税込み）別途申し受けます。

第8条（為替変動）

留学費用ならびにその他の費用を当社が代行して海外に支払うにあたっては当社所定の為替レートにて決済を行います。海外への支払いは原則として学校への口座送金、あるいは

銀行小切手にて行い、為替変動による差額の精算は致しません。ただし、当該留学先学校の指定により、留学先学校到着後に留学費用、またはその一部を直接支払う場合は当社が用意するトラベラーズ・チェックにての支払いとなります。当社が日本円でお預かりした留学費用ならびにその他の諸費用について、これをお預かりしてからトラベラーズ・チェック購入時までの間に為替レートが変動した場合には、その変動分は申し込み者に帰属するものとし、別途差額を精算いたします。また、申し込み後に取り消された場合に学校から留学費用の返金がある時は、その返還される費用の受領後に当社が日本円に換金する時の為替レートにて決済を行います。

第9条（留学費用等の支払い等）

第6条と第7条に定められた、留学費用などの支払いは、必ず指定された期日までに指定の口座に振り込みあるいは他所定の方法で入金して下さい。指定の期日までに入金されない場合、留学手続きを停止したり希望の出発時期までに留学手続きが完了できなくなる場合があります。また、当社の責によらない事由で留学費用等が変更された場合にも、当社の指示する方法で必要な差額を支払って下さい。

留学費用などを概算額で支払っている場合には、支払い金額が明らかになり次第当社の指示に従い、当社または支払い元との間で過不足金の精算を行って下さい。

第10条（申し込み後の取り消しと返金）

申し込み後に留学の手続きを取り消される場合は、申込者ご本人の（申込者が未成年の場合は合わせて保護者の方）の捺印と取消の旨を記載した書面を提出して頂きます。当該書面を当社が受け取り申込者との確認を終えた時点で、申込者との契約取消が成立致します。その後、個別約款に定められた規定に基づき返金の手続きを行います。返金がある場合、送金手数料は申し込み者の負担とします。また、申し込み学校先に対するキャンセル料や渡航手配にかかる航空会社に対するキャンセル料など、申し込みの取り消しに伴い発生する費用および損失については申し込み者の負担とし、当社がこれを立て替え払いした時は申し込み者は相当する費用を当社に支払うものとし、

第11条（各種手続きの継続ができない場合）

指定の期日までに必要な書類あるいは費用が送付・入金されない場合など、当社の責によらない事由により各種手続きの代行ができなかった場合、既に当社に支払い済みの費用などは一切返金致しません。また、その期日に応じて発生した、申し込み先学校に対するキャンセル料や渡航手配にかかる航空会社に対するキャンセル料などの費用および損失は、申し込み者が負担するものとし、別途当社から請求致します。

第12条（当社からの解約）

(1) 申し込み者に次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上この約款に基づくプログラム契約を解約することができるものとし、

①定められた期日までに、第5条に定める必要な書類が送付されないとき。

②定められた期日までに、第6条及び第7条に定める必要な費用の支払いがされないとき。

- ③申し込み者が所在不明、または1ヵ月以上にわたり連絡不能となったとき。
- ④申し込み者が当社に届け出た、申し込み者に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。
- ⑤その他当社がやむを得ない事由があると認めたとき。

(2) 前項に基づき、当社がこの約款に基づく留学プログラム契約を解約したときは、留学費用、変更手数料など、既に当社に支払い済みの費用については一切返金いたしません。また解約により発生した、申し込み先学校に対するキャンセル料や渡航手配にかかる航空会社に対するキャンセル料などの費用および損失は、申し込み者が負担するものとし、別途当社から請求致します。

第13条 (免責事項)

(1) 当社は、次に例示するような当社の責によらない事由により、申し込み者が留学できなかった場合または留学希望先学校への正式入学ができなかった場合および出発日時が変更になった場合には、責任を負いません。

- ①申し込んだ学校、コースなどが定員に満ちていて入学できなかった場合。
- ②希望滞在施設が定員に満ちていて希望滞在施設に入れなかった場合。
- ③通信または学校側の事情により入学許可証が期日までに届かず出発ができなかった場合。
- ④申し込み者の成績が希望する留学先の入学許可基準に達していないために入学の許可が得られなかった場合。
- ⑤申し込み者がパスポートまたはビザを取得できず、または渡航先国に入国拒否された場合。
- ⑥ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。
- ⑦天災、地変、戦争、ストライキ、陸海空における不慮の災難、その他不可抗力による場合。
- ⑧本人の事情によりローンが実行されず、手続きの継続が不可能と判断される場合。
- ⑨その他個別約款「免責事項」に例示されている事由に該当する場合。

(2) 渡航後は留学生個人の責任において行動するものとし、法令、公序、良俗もしくは留学先等の規則等に違反した場合の責任、損害等は留学生個人の負担となり、当社は責任を負いません。留学中のスポーツ等による事故は留学生本人の責となり、また、特定のスポーツを行うにあたり保険の特約が必要な場合は、本人の責において加入手続きを行います。以上の免責事項に該当する場合、プログラム費、留学費用、変更手数料など既に当社に支払い済みの費用については一切返金されません。

第14条 (損害の負担)

当社は、当社の責によらない事由により申し込み者が何らかの損害を受けた場合その責任を負いません。

第15条 (授業内容等の変更)

当社では、留学先学校等から当社に送られてきた最新資料に基づき留学プログラムを提供

しますが、留学先学校等の事情による授業内容の変更、滞在先の変更、その他留学内容に関する変更について責任を負いません。

第16条（守秘義務について）

当社ではお客様の個人データ等、守秘されるべき情報は一切他に漏らしません。ただし、万一の緊急事故対応・サポートに備えるためののみ、当申込書記載内容及び海外旅行傷害保険の契約内容を当社と提携する海外サービス機関に開示することがあります。

第17条（裁判管轄）

当社では、個人情報保護法に基づき、プライバシー・ポリシー（個人情報保護方針）において申し込み者の個人情報の取得および利用、利用目的、第三者提供、管理、照会、開示、変更、利用停止、削除について以下のとおり取扱をします。

（1）個人情報の取得および利用について

当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務の遂行上必要な限りにおいて利用いたします。当社は、個人情報を第三者との間で共同利用し、または個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳重な調査を行った上、秘密を保持させる為に適正な監督を行います。

（2）個人情報の利用目的について

留学相談、申込、留学商品及びサービスをご利用いただくとする際、申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号、勤務先または身分証明書等の各個人情報のご提供をお願いする場合がございます。これらは、ご希望される留学商品やサービスを当社が提供する際に必要となる情報です。またお申込された際には、留学先となる学校への入学手続き上必要となる、日本での申し込み者の最終学業成績、健康診断書、財政証明書等のご提出をお願いする場合があります。さらに運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスを受領するための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。いずれの場合も、必要最低限の事項を除き、申し込み者ご自身が選択できるものであり、申し込み者の個人情報を当社へご提供いただくか否かについては、申し込み者ご自身にてご判断のほどお願いいたします。その他当社では、より良い留学商品の開発のためのマーケット分析やアンケート調査、そして当社及び当社と提携する企業の商品やサービスのご案内等を申し込み者にお届けするため、あるいは、留学帰国後のご意見やご感想の提供をお願いするなど、申し込み者の個人情報を利用させていただく場合がございます。なお、申し込み者からご提供いただけない個人情報の内容によっては、当社の商品・サービスをご利用いただけない場合がございますので予めご了承ください。

（3）個人情報の第三者提供について

当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に申し込み者の同意を得ることなく第三者に提供致しません。当社は、申し込み者へ留学商品・サービスを提供する上で必要と判断した場合は、申し込み者からご提供いただいた、申し込み者の名前、年齢、生年月日、

住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号、勤務先または身分証明書等の各個人情報、航空会社、ビザ代理申請会社、現地手配会社などの業務委託先等に開示致します。

ただし、次のいずれかの場合を除いて、申し込み者からご提供いただいた個人情報を第三者に開示することはありません。次のような例外事項につきましては、開示する場合、個人情報保護管理者の責任の下において行います。

- ①申し込み者ご本人が個人情報の開示に同意している場合
- ②法令により開示が求められた場合
- ③本人又は公衆の生命、健康、財産などの利益を保護するために必要な場合
- ④統計資料等のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合

(4) 個人情報の管理について

当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、及び漏洩などを防止する為、不正アクセス、コンピュータウィルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報を持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。ご提供いただいた個人情報の内容を、申し込み者の同意を得ずして変更することを行わず、申し込み者からご提供いただいた情報の処理を外部企業に委託する場合も同様です。

(5) 個人情報の照会・開示・変更・利用停止・削除について

当社は、申し込み者が自己の個人情報について、照会・開示・変更・利用停止・削除等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際は、個人情報のご提供者ご本人であることを確認させていただきます。なお、ご要望に従って個人情報を変更、利用停止、削除等した場合は、当社の商品・サービスをご利用いただけないことも発生いたしますが、ご了承の程お願いします。

(6) 個人情報保護管理者

当社の個人情報管理者は、次の通り定めております。

向山 昌利

連絡先：0774-39-7780（平日のみ10:00～17:00）

第18条（約款の変更）

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。

第19条（発効期日）

本約款の内容は、2006年1月1日以降に申し込まれるすべての留学プログラム申し込み契約に適用されます。

スポーツ留学プログラム個別約款

スポーツ留学プログラムに申し込む場合、留学プログラム基本約款の第1条から第18条までの全ての条項に加え以下に定める事項も合わせて適用されます

第1条（プログラムの種類）

スポーツ留学プログラムとは、スポーツをプレー（体験）することを主な目的としたものをいいます。

第2条（変更手数料※下記料金には消費税が含まれています。）

申し込み者の都合により留学先、留学時期、留学期間などの留学条件を変更する場合には、変更手数料が必要です。1項目につき5,250円となります。（留学出発後も適用となります）。

第3条（申し込み後の取消と返金）

次に定める企画料金または取消料金を支払って旅行契約を解除する事が出来ます。ただし申し込み学校先に対するキャンセル料や渡航手配にかかる航空会社に対するキャンセル料など、申し込みの取り消しに伴い発生する費用および損失については申し込み者の負担とし、それが次に定める企画料金または取消料金よりも大きい場合は差額を頂く事とします。

サポート契約の解除の時期		企画料金・取消料
サポート開始日の前日から起算してさかのぼって	21日目に当たる日より前	サポート代金の10%
	20日目に当たる日以降	サポート代金の20%
	7日目に当たる日以降	サポート代金の30%
サポート開始日の前日		サポート代金の40%
サポート開始日当日		サポート代金の50%
サポート開始後の解除または無連絡不参加		サポート代金の100%